

京都市告示第317号

京都市嵐山観光駐車場の指定管理者である京都市駐車場管理コンソーシアムから、有料供用時間について次のとおり申請があったため、京都市観光駐車場条例第3条ただし書の規定に基づき、これを承認します。

令和6年8月1日

京都市長 松井孝治

駐車場名	期 間	変更有料 供用時間	現行有料 供用時間
京都市嵐山 観光駐車場	令和6年8月16日	午前8時から 午後9時まで	午前8時から 午後5時まで

(建設局自転車政策推進室)